

災 害 の 概 要

令和5年発生災害による公共土木施設災害復旧事業費は各省（国土交通・農林水産）事業費総額で、3,041億円となった。これは公共土木施設災害復旧事業全体の過去5ヶ年（30災～R4災）平均4,039億円に対して約75.3%にあたる。また所管別にみると、国土交通省2,994億円（全体の98.5%）、農林水産省46億円（同1.5%）である。また国土交通省所管分の内訳は、直轄事業が106箇所、214億円（7.2%）、補助事業が10,793箇所、2,771億円（92.5%）であり、国土交通省所管事業の過去5ヶ年平均3,942億円に対して約76.0%にあたる災害が発生した。

主な災害としては、「令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（梅雨前線豪雨及び台風第2号）」が挙げられる。

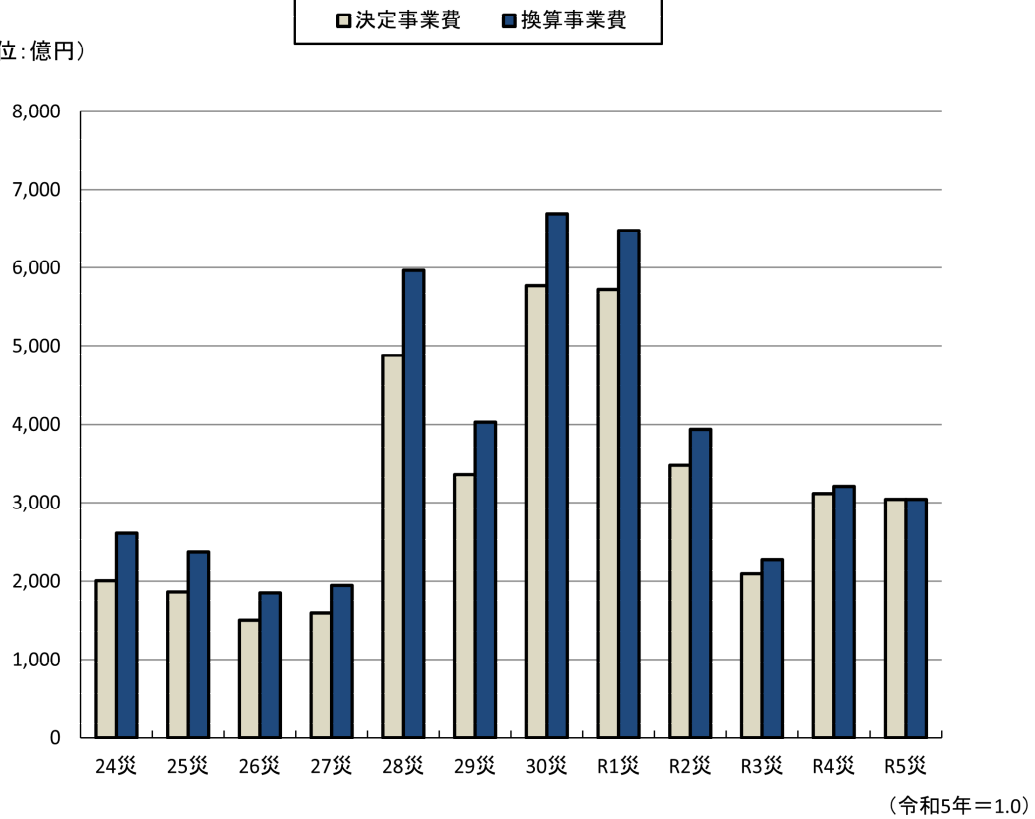
公共土木施設災害復旧事業に係る激甚災害としては、「激甚災害指定基準（本激）」に該当する激甚災害として、「令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」が令和5年8月25日付政令第264号により指定された。

また、「局地激甚災害指定基準（局激）」に該当する激甚災害として、「令和5年8月12日から同月17日までの間の暴風雨による災害」が令和5年10月6日付政令第301号により指定（令和6年3月8日付政令第50号にて一部改正）されるとともに、「平成27年5月29日から令和5年3月9日までの間の口永良部島噴火による災害」「平成29年10月21日から令和5年5月8日までの間の地滑りによる災害」「令和2年7月4日から令和5年3月28日までの間の地滑りによる災害」「令和3年6月21日から令和5年1月5日までの間の地滑りによる災害」「令和5年10月5日の豪雨による災害」「令和5年5月5日の地震による災害」「令和5年8月1日から同月11日までの間の暴風雨による災害」「令和5年9月4日から同月9日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」の8災害が令和6年3月8日付政令第49号をもって指定された。

なお、国土交通省関係に係る特定地方公共団体としては、北海道様似町外58市町村が告示された。

最近の公共土木施設災害復旧事業費の推移

(単位: 億円)



	24災	25災	26災	27災	28災	29災	30災	R1災	R2災	R3災	R4災	R5災
決定事業費	2,009	1,865	1,502	1,588	4,878	3,363	5,778	5,730	3,481	2,095	3,112	3,041
換算事業費	2,618	2,374	1,849	1,948	5,966	4,029	6,691	6,481	3,940	2,279	3,202	3,041

(注) デフレーター（国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室算出）は、土木総合工事費指数（平成27年度＝100）の年度の指数をそのまま暦年とし、換算値は令和5年度を1.00として換算した。また、使用した指数のうち令和4年度、令和5年度は暫定値である。